

京都市立京北病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第177号

京都市立京北病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立京北病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

京都市立京北病院（以下「病院」という。）に次の職員を置く。

院長

副院長

庶務係長

診療係長

看護係長

訪問看護係長

その他の職員 若干人

第1条第2項中「事務長」の右に「、診療部長、看護部長」を加える。

第2条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 診療部長は、上司の命を受け、診療に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 看護部長は、上司の命を受け、看護に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、診療部長又は看護部長が置かれている場合は、主管事務につき、診療部

長又は看護部長がその職務を代理し、診療部長又は看護部長に事故があるときは、
主管事務につき、院長補佐、診療係長、看護係長又は訪問看護係長がその職務を代
理する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)